

互助会からのお知らせ

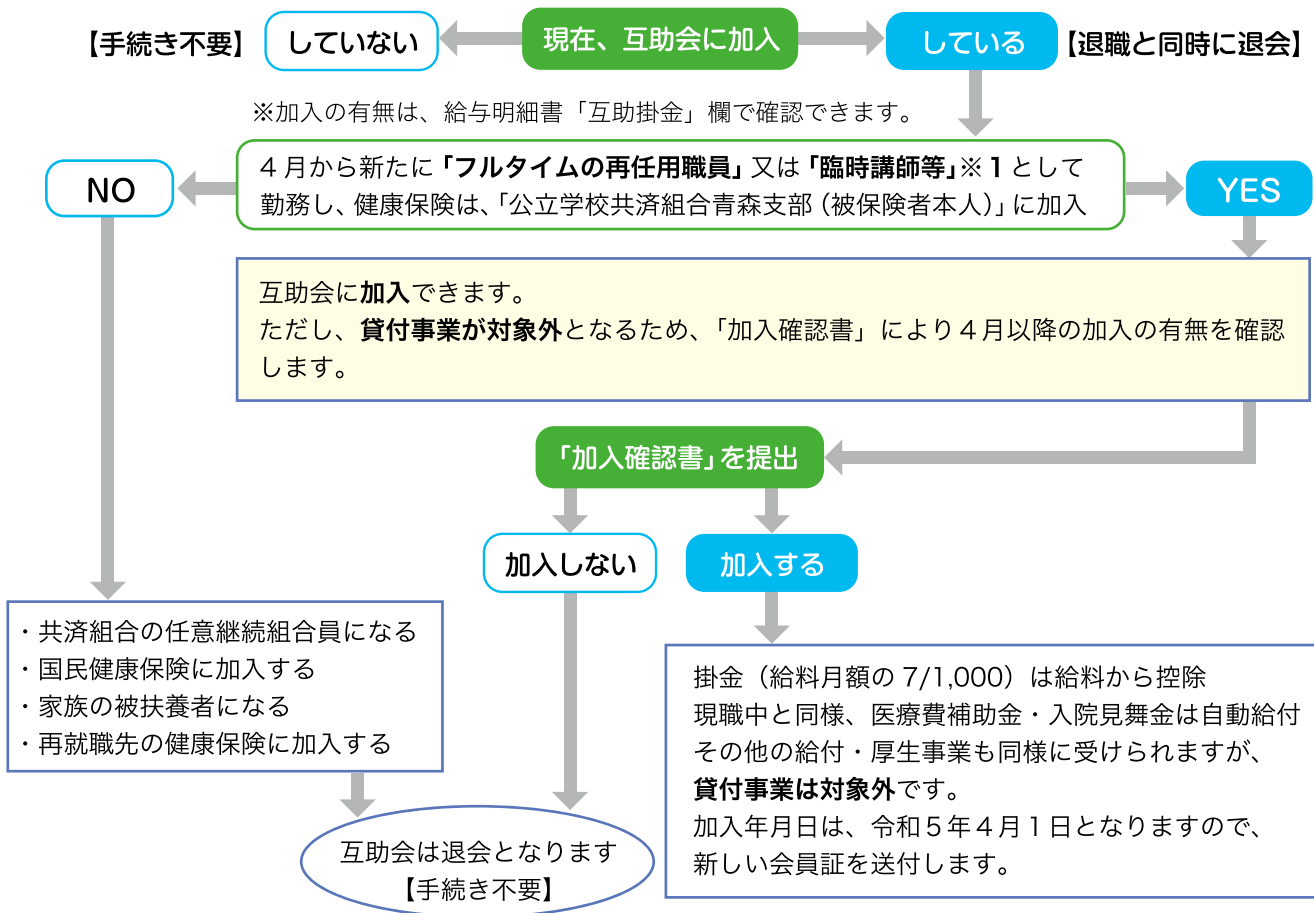
退職に伴う互助会手続きについて

1. 「加入確認書」の提出について

教職員互助会は、退職と同時に退会となります。

退会に係る手続きは不要ですが、退職後、引き続き「フルタイムの再任用職員」または「臨時講師等」※1として勤務する方は、「加入確認書」を提出してください。

なお、「加入確認書」は、令和5年3月に定年・勸奨等で退職し、4月から新たに勤務する場合に限り提出が必要です。



2. 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。

3. 在職中の給付・貸付について

(1) 「医療費補助金」・「入院見舞金」について

在職中（令和5年3月診療分まで）の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、診療月の3カ月後に個人口座へ自動給付されます。

(2) 「退職慰労金」について

10年以上在会して退会した場合、在会年数に応じた「退職慰労金」が、5月中旬に自動給付されます。

(3) 「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金がある場合は、退職手当から控除されます。

(1)～(3)ともに、手続きは不要ですが、(1)、(2)を給付するため、届出済の個人口座は、7月末頃まで解約しないでください。

※1 臨時講師等……臨時講師、臨時養護助教諭、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）